

別紙 1－1

論文審査の結果の要旨および担当者

| | |
|------|-------|
| 報告番号 | ※ 第 号 |
|------|-------|

氏 名 左高 慎也

論 文 題 目 フェミニスト制度論的政治理論の理論的考察

——「経験的研究の分析枠組みとしての
フェミニスト制度論」パラダイムを越えて

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院法学研究科教授 田村 哲樹

委 員 名古屋大学大学院法学研究科教授 武田 宏子

委 員 名古屋大学大学院法学研究科教授 近藤 康史

論文審査の結果の要旨

1. 論文の概要

本論文の目的は、政治学における「フェミニスト制度論 (feminist institutionalism)」と呼ばれる理論を、本論文が「規範的なフェミニズム政治理論 (normative feminist political theory)」と呼ぶ立場へと架橋するための1つの方法を提案することである。フェミニスト制度論とは、近年の政治学におけるジェンダー研究（「ジェンダーと政治」研究）において発展してきた理論であり、本論文では現実に生じた政治現象を分析するための経験的理論として理解される。それはまた、1980年代以降の政治学において発展した「新しい制度論 (new institutionalism)」を、フェミニズムの視座から再構成する諸理論の総称でもある。本論文によれば、フェミニスト制度論は、「フェミニズム的でない制度論」と「制度論的でないジェンダー研究」の両方に対する問題意識から出発しており、両者を統合する試みから生まれた。このフェミニスト制度論は、「ジェンダー化された制度 (gendered institutions)」という概念を中心として、一見したところではジェンダー中立的な制度が、実のところはジェンダー不平等を再生産していることを経験的・実証的に明らかにしてきた。

フェミニスト制度論のこのような研究の蓄積を踏まえつつ、本論文が取り組むのは、フェミニスト制度論をどのような「理論」として位置づけるべきかという問題である。本論文によれば、これまでの議論においてフェミニスト制度論は、「新しい制度論」の諸潮流、すなわち、合理的選択制度論、歴史的制度論、社会学的制度論、言説的制度論と同じ次元に位置するような、経験的研究のための分析枠組みとして捉えられてきた。また、そのような経験的研究から得られた知見を現実政治において実践しようとする試みも登場しつつあり、それは「ジェンダーに配慮した議会 (gender-sensitive parliaments)」の研究として行われている。つまり、フェミニスト制度論は、基本的には現実政治を経験的に分析するための枠組みとして理解されており、その延長線上でその知見を現実政治に実践的に活かしていくための試みも存在していると言うことができる。

本論文では、以上のようなフェミニスト制度論の状況について、それが「経験的研究の分析枠組みとしてのフェミニスト制度論」パラダイムの下にあると理解する。そのうえで本論文は、フェミニスト制度論はこのパラダイム内部に留まるべきではないことを提起する。なぜなら、このパラダイムの下では、議論の射程が既存の制度のありように規定されることになるため、ジェンダー平等のための「望ましい」制度を規範的に構想することが極めて困難になってしまうからである。したがって、本論文の最終的な目的は、このパラダイムから脱却するための一つの方策として、従来的な「フェミニスト制度論」とは区別された「フェミニスト制度論的政治理論 (feminist-institutionalist political theory)」が必要だと主張することである。

このフェミニスト制度論的政治理論とは、制度に関する経験的知見を参照しつつも、ジェンダー平等の実現に向けた未来の「あるべき」(望ましい)制度を構想し、そのための制度変化を射程に収めることができるような理論のことである。すなわちそれは、①「既に存在する制度の記述ないし説明」とい

う従来のフェミニスト制度論の射程、②現実には存在していないかもしれないが、望ましい制度の規範的評価および構想、③ ①から②への移行・変化のプロセスを論じる理論としての制度変化論、から成り立つものである。本論文が目指すのは、これまでのフェミニスト制度論が主に①の作業に従事してきたことを明らかにした上で、②と③の重要性を提起することである。このようにして、フェミニスト制度論的政治理論は経験的研究と規範的研究とを架橋することを目指すとされている。

本論文は、序章と終章のほか、3 部構成となっている。第1部「フェミニスト制度論は、どこから来て、どこへ行くのか？」では、「ジェンダーと政治」研究における「フェミニスト制度論」が、どのような問題意識から主張されるようになったのかが考察されるとともに、それが抱える問題点が検討される。まず第1章「『ジェンダーと政治』をめぐる経験的研究と規範的研究の対話可能性」において、「ジェンダーと政治」をめぐって経験的研究と規範的研究がいかにして対話可能なのかが検討される。ここでは、「理論と実践」軸と「経験と規範」軸との区別が提示される。本章ではこの区別に基づいた「理論と実践」と「経験と規範」の複雑な絡まり合いが4つに類型化されるとともに、その中で本論文が中心的に扱うのが「理論的な次元における『経験的な研究と規範的な研究の対話』」であることが述べられる。また、フェミニスト制度論が実際には規範的な側面を有していることも明らかにされる。次に第2章「フェミニスト制度論による問題提起」では、フェミニスト制度論がどのような理論状況を背景としているのかについて述べられる。ここでは、フェミニスト制度論が「フェミニズム的でない制度論」と「制度論的でないジェンダー研究」という、2つの研究潮流の限界を乗り越えるために提唱されるようになったということが明らかにされる。ただし、その「乗り越え」は単純なものではない。すなわち、フェミニスト制度論は、「フェミニズム的でない制度論」からは「制度論的」次元を、「制度論的でないジェンダー研究」からは「フェミニズム的」次元を、それぞれ受け継いでいる。

以上を踏まえたうえで、第3章「フェミニスト制度論の何が問題か？」は、フェミニスト制度論の多様性」と呼ぶべき状況について批判的に検討する。ここでは、「フェミニスト制度論」の多様性とともに、その中で「フェミニスト制度論とはどのような理論であるのか？」という最も核心的な問い合わせ必ずしも正面から取り扱われていないことが論じられる。本章の主張は、フェミニスト制度論のこのような状況を、方法論的多元主義として簡単に片付けることはできない、というものである。第4章「フェミニスト制度論における『インフォーマルな制度』の位置」は、フェミニスト制度論がどのような理論であるのかを明確化するために、「インフォーマルな制度」がどのように論じられているのかについて考察する。フェミニスト制度論は、ジェンダー（不）平等においてインフォーマルな制度が果たす役割を強調する。そのことの意義を認めつつ、本章では、①インフォーマルな制度がどのように変化するのか、②「（インフォーマルな）制度」と「構造」との差異はどこにあるのか、が理論的課題として残されていることを主張する。その上で本章は、「インフォーマルな制度」を「構造」から区別するために、「第三者による制度の執行」と「制度のコンプライアンス」の2点を解決策として提案する。第5章「『フェミニズム的でない制度論』をフェミニスト制度論として再定式化する」では、政治学において一般に「フェミニスト的」とは見なされていない合理的選択制度論を取り上げて、どのようにすればそれを「フェミニスト制度論」と

して再定式化する可能性が開かれるかが論じられる。フェミニズムから見た合理的選択（制度）論の問題は、個人の自発的選択を所与とするために制度の権力性を見逃してしまうことにある。そこで本章では、「フェミニスト合理的選択制度論」が成り立つためには、①その実証的な側面、②「合理性」仮定、③方法論的個人主義の再考、が必要であることが論じられる。

次に、第2部「『フェミニスト制度論』から『フェミニスト制度論的政治理論』へ——『経験的研究の分析枠組みとしてのフェミニスト制度論』パラダイムを越えて」では、「経験的研究の分析枠組みとしてのフェミニスト制度論」パラダイムを乗り越えるために、「フェミニスト制度論的政治理論」が必要となることが論じられる。まず第6章「フェミニスト制度論における『フェミニズム』の位置」では、フェミニスト制度論がいかなる意味において「フェミニズム的」であるのかが考察される。まず「フェミニスト政治学」の要件が、①「ジェンダー」概念の導入、②「政治」定義の拡大（インフォーマルなものの包含）、③ジェンダー平等に向けた「政治的变化」へのコミットメントにあることが述べられる。そのうえで、この三つの要件に照らして、主にヴィヴィアン・ラウンズによる「ジェンダー化された制度」に関する理論が精査される。その結果は、②「政治」定義の拡大と③政治的变化へのコミットメントについて、依然として検討の余地があるということである。本論文はその原因として、フェミニスト制度論を経験的な分析枠組みとして理解するというスタンス自体が、その理論的射程を狭めている可能性を指摘する。フェミニズムにとって、制度とは、経験的な分析の対象であるだけではなく、規範的にも考察されるべきものなのである。この知見を踏まえたうえで、第7章「フェミニスト制度論的政治理論に向けて」では、「経験的研究の分析枠組みとしてのフェミニスト制度論」パラダイムから脱却するために、「フェミニスト制度論的政治理論」が提示される。「批判（的）」と「規範（的）」の区別についての考察や、近年のいくつかのフェミニスト制度論的研究における規範的な方向への展開の概観を踏まえて、本章で提示されるフェミニスト制度論的政治理論とは、①「既に存在する制度の記述ないし説明」という従来のフェミニスト制度論の射程にとどまらず、②現実には存在していないかもしれないが、望ましい制度の規範的評価および構想、③ ①から②への移行プロセスを論じる理論としての制度変化論、から成る理論を指す。本章ではまた、この理論が依拠すべき基準として、(a)「制度の包摂性」、(b)「制度の再ジェンダー化というプロセスの重視」、(c)「『政治』と『非政治』の往還」、(d)「インフォーマルな制度に対する視座」、(e)「制度変化の不確実性の擁護」、が示される。

最後に第3部「ジェンダー平等を実現するための制度と制度変化の規範的構想」では、フェミニスト制度的政治理論の立場から、制度変化と望ましい制度の構想の検討が行われる。まず、第8章「フェミニスト制度論は制度変化をどのように論じることができるのか」において、制度変化論をどのように規範理論的に捉え直すべきかという問題が検討される。とりわけジョージナ・ウェイレンの漸進的制度変化論の検討を通じて、漸進的制度変化の結果の両義性・不確実性、および、制度変化のプロセスの不透明性という問題が指摘される。本章では、この問題を克服するために、規範的な民主主義論の一つであり、近年フェミニスト制度論者のラウンズも関心を寄せている闘技民主主義論が有効であることが論じられる。闘技民主主義論は、紛争自体の意義とともに、制度の多義性・偶発性を積極的

に擁護する。したがって、この民主主義論に依拠することで、制度変化の両義性・不確実性そのものを肯定的に捉え、そのプロセスを開かれたものにすること自体を規範的な課題として提起することができるようになるのである。最後に第9章「『フェミニスト制度論的政治理論』に基づいた議会の構想」では、フェミニスト制度論的政治理論の視座に基づいて、望ましい議会のあり方が論じられる。ここでは、第1章で提起された「経験と規範」と「理論と実践」の区別を念頭に置きつつ、「ジェンダーに配慮した議会」論が「実践」的ではあるものの「規範」的観点が希薄であることが指摘され、フェミニズムの立場からより規範的な観点を打ち出しているいくつかの研究が紹介される。その結果として本論文が到達するのは、「選挙型の議会」と抽選制などの「非選挙型の議会」の二院制による議会の構想である。本章では、第7章で提示されたフェミニスト制度論的政治理論の5つの基準に基づいて、「選挙型の議会」と「非選挙型の議会」とが比較検討された上で、両者を組み合わせた「二院制」の正当化が試みられる。しかしながら、本章の最後に指摘されるのは、フェミニスト制度論的政治理論は「規範的な望ましさ」と「実現可能性」のジレンマに直面せざるを得ない、ということである。本章では、このジレンマを認識することが重要である一方、それでもなお、ジェンダー平等な方向へと制度変化を導いていくための方策として、ジェンダーの視点からのモニタリング機関を独立して設置することと、議会以外にも制度変化のためのアリーナを見出していくことが必要だということが述べられる。

最後に終章で、全体が要約されるとともに、理論的限界と今後の課題が述べられて、本論文は閉じられている。

2. 論文の評価

(1) 意義

本論文の意義として、以下の三点を挙げることができる。第一に、フェミニスト制度論について詳細に検討し、それを新たに「フェミニスト制度論的政治理論」として捉え直すべきことを提案したことである。フェミニズムの批判的な視座からのものとはいえ、これまでのフェミニスト制度論の研究の多くは、政治学・社会科学における「新しい制度論」（本論文の言う「フェミニズム的でない制度論」）の展開との交錯も含めて、基本的には経験的な研究のための理論・分析枠組みとして行われてきた。これに対して、本論文は、フェミニスト制度論が「フェミニスト」であることを真剣に考慮するならば、その射程はジェンダー平等の実現に向けた未来の「あるべき」制度の構想にまで及ぶべきと考え、そのような射程を有する理論、すなわち規範的な政治理論の要素を含む理論を、「フェミニスト制度論的政治理論」として定式化した。このことによって、本論文はフェミニスト制度論をめぐる研究動向に新たな貢献を行うものと言うことができる。

第二に、第一点目で述べたフェミニスト制度論的政治理論の提案の前提となる作業として、フェミニスト制度論について、それが理論としてどのような特徴を持っているのかを包括的に明らかにしたことである。本論文はそれを、フェミニスト制度論が「フェミニズム的でない制度論」と「制度論的

ではないジェンダー研究」の両者に対する問題意識から出発し、インフォーマルな次元を含む「ジェンダー化された制度」という観点から制度分析を行うための理論であるが、しかしフェミニズムの視座から見ると、「政治」概念の拡張やジェンダー平等に向けた「制度的変化」といった観点においてなおも検討の余地がある理論もある、ということになる。このようなフェミニスト制度論の評価に対しては異論もあり得るだろうが、本論文の整理は、第一点目のフェミニスト制度論的政治理論の提起と併せて、これからこの分野の研究において、(批判的に) 参照されるものとなり得ると考えられる。

第三に、政治学における経験的研究と規範的研究との間の架橋というテーマについて、その一つのあり方を提示したことである。政治学においてその経験的側面と規範的側面は、専門分化と研究の高度化によって、ますます分離する傾向にある。その中で、本論文はフェミニスト制度論を素材しながら、経験的側面と規範的側面の架橋という課題に取り組んだ。その際、フェミニスト制度論的政治理論の観点から、「選挙型の議会」にとどまらず、それと抽選型などの「非選挙型の議会」を組み合わせた二院制の構想を提案・評価する作業を行うことで、「架橋」の具体的なあり方を積極的に示すそうとした。このような本論文の試みは、政治学における経験的研究と規範的研究の架橋の一つの姿を提示する挑戦的な試みと言える。

(2) 問題点

しかしながら、本論文には以下のような問題点も存在する。第一に、「フェミニズム」の理解に関する問題である。具体的には例えば、本論文におけるフェミニズムと「ジェンダーと政治」研究との異同についての理解には異論の余地があることや、フェミニズム自体の多様性やフェミニスト制度論以前のフェミニズムについて、本論文では十分な考慮が及んでいないと思われることなどである。さらに、本論文で取り上げるフェミニスト制度論のそれぞれの議論についても、より丁寧な取り上げ方が必要と思われる部分もある。

第二に、本論文における経験的研究と規範的研究の架橋には、疑問の余地があることである。例えば、「架橋」を言うならば、経験的研究の「理論」ではなく、その具体的な分析そのものにもっと焦点を当てた検討が必要ではないかと思われる。このことは、一点目で挙げたフェミニスト制度論の各研究をより丁寧に取り上げる必要性という問題とも関わっている。また、本論文第9章の議論は、純粹に「規範的」な考察であって、「規範的」と「経験的」の「架橋」とは言えないのではないかという疑問も提起され得る。さらに、本論文が提起するフェミニスト制度論的政治理論が依拠すべき5つの基準についても、その導出の仕方については、本論文の構成との関係でなお改善の余地があるようと思われる。

第三に、「政治理論」として見た場合に、本論文における「政治」自体の捉え直しの射程や、「望ましい」制度の擁護と制度変化の不確実性の承認との間の緊張関係については、本論文の叙述にとどまらず、なお検討の余地があると思われる。

3. 結論

上記のような問題点も存在するものの、それらは決して本論文の意義を損なうものではない。フェミニスト制度論を批判的に検討し、新たにフェミニスト制度論的政治理論という理論のあり方を提起するものとして、本論文には十分な学術的寄与が認められる。したがって、審査委員は、本論文が「博士（法学）」の学位授与に相応しい水準に到達している論文であるとの評価で一致した。